

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成25年9月17日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「韓国民団関係施設に係る固定資産税減免に係る文書の一切（平成24年度分に限る）」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成25年10月1日付け北九財税第920号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成25年10月7日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成25年10月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 公益性が極めて高いとして減免を受けている固定資産については、基本的に情報を公開するのが妥当である。特に、減免対象面積等の減免に係る部分については、公益に基づいて減免されている部分であることから、それについては公開するのが妥当である。
- (2) また、所在地等についても、韓国民団側はその支部の所在についてホームページ等で自ら明らかにしているのであるから、そのような情報については、公開する以外にないと考える。
- (3) さらに、民団の建物については、建物所有者には不動産登記法に基づく登記義務が存するものであるから、その地積等をはじめとする登記情報については明らかにされなければならない。階数や屋根等も外から目視でわかることである。
- (4) 減免と無関係の税情報については、非公開とすることも場合によってはやむを得ないことがあるが、減免に係る情報については、公益性に基づいて減免されている以上は出すべきである。
- (5) 韓国政府は、韓国民団の運営費等について、多額の補助金を出している。当然のことながら、補助金の交付を通じて韓国側においても会計監査等の対象となっている団体のようなものである。実際、2006年11月3日の東洋経済日報によれば、「韓国政府から在日韓国民団に毎年支給されている政府補助金の使用実態について、韓国政府から厳しい監査と指導がなされたことが明らかになった」などとされているところであるし、このことは、韓国側としても韓国民団について公的性質があることを認めていることを示す事実である。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 不開示とした理由について

個人の権利利益の保護を図るため、特定の個人が識別される情報は不開示とすることを定めた条例第7条第1号、また、法人等又は事業を営む個人の事業活動を尊重し、正当な利益の保護を図るため、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は不開示とすることを定めた第7条第2号、更に、法令の規定により公にすることができない情報は不開示とすることを定めた第7条第7号のそれぞれの規定の趣旨を踏まえ、次のとおり判断した。

(1) 住所（所在地）、氏名（名称）、送付先及び台帳名義人について

所有者が個人である固定資産については、特定の個人を識別できる情報であること、所有者が法人その他の団体である固定資産については、これらの項目の開示により当該法人等が市税の減免措置を受けている事実を公にすることにつながり、当該法人等の権利利益を害するおそれがあることから不開示とした。

なお、個人、法人等の別にかかわらず、特定の固定資産所有者が減免措置の適用を受けているか否かという事実については、それが本市からの情報開示の有無とは無関係に知り得るところとなる可能性があったとしても、本市が自ら積極的に開示することは地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に定める守秘義務に抵触し、違法性を帯びるものと認識している。その点で、条例第7条第7号に抵触するものでもあると考える。

(2) 所在地番、登記地積、家屋番号、用途、屋根、構造、階層数及び建築年について

減免対象となる個々の固定資産の特定につながる情報であることから、他の公知の情報（登記情報、民間地図情報等）とあわせて当該固定資産の所有者が特定されるおそれがあることから不開示とした。

また、上記項目には登記情報も含まれているが、本件請求の対象となった固定資産には一部に未登記のものが含まれており、未登記の固定資産に関する情報は地方税法第22条の守秘義務に抵触するため開示することはできない。そのような中で、本件開示請求にあたって登記情報と一致する部分のみ開示すると、本市が固定資産の賦課事務にあたって知り得た情報であるところの当該固定資産に係る登記の有無が明らかとなることから、地方税法第22条の守秘義務に抵触するおそれがあるため、一律に不開示とした。

(3) 課税地目用途、課税地積、調査番号、課税床面積、価格、課税標準額、減免対象面積及び税額について

本市が課税事務に用いるため、登記情報とは無関係に把握している情報であり、これらの情報を開示することは特定人の所有する財産の価値など、資産の保有状況の推定につながるだけでなく、地方税法第22条に定める守秘義務に

も抵触するものと考え、不開示とした。

(4) 所有者コード、宛名番号、台帳名義人番号、収入番号について

所有者と一対一で対応する固有の番号であることから、特定の個人の識別につながるものと判断したため、不開示とした。

2 異議申立人の主張について

固定資産税の減免措置は、公益性以外にも担税力等様々な理由に基づいて行われているものであるが、当該減免措置の対象又は適用される要件など減免制度の内容については、開示することが可能なものであり、市の税務行政における説明責任を果たす上でも開示が適当と考えられる。

しかしながら、減免制度の内容と適用対象者等の情報（誰が、どの物件について、何円減免されているかといった個別の情報）とは必ずしも直接関係するものではなく、当該減免措置を実際に適用されている個人及び法人等並びに個別の対象物件の特定につながる情報については、中には他の公知の情報によって自ずと明らかになるものがあるとしても、これらの情報をもとに固定資産の所有者各々に対する直接的な批判や糾弾を招く可能性も否定できないことから、個人又は法人等の権利利益の侵害を避けるという条例の趣旨を踏まえ、本市としては積極的に開示できるものではないと考える。

以上のことから、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立てには理由がないと考える。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要

(1) 本件行政文書は、次のとおりである。

「韓国民団関係施設に係る固定資産税減免に係る文書の一切（平成24年度分に限る）」

(2) 実施機関は、本件行政文書として、次の文書を特定している。

平成24年度土地・家屋課税台帳兼名寄帳

(3) 本件行政文書において、不開示とした情報（以下、あわせて「本件不開示情報」という。）は、次のとおりである。

- ・ 個人の住所、氏名、送付先、台帳名義人、所有者コード、宛名番号、台帳名義人番号、収入番号、所在地番、課税地目用途、登記地積、課税地積、調査番号、家屋番号、用途、屋根、構造、階層数、課税床面積、建築年、価格、課税標準額、減免対象面積及び税額（以下「本件個人関連情報」と総称する。）
- ・ 法人その他の団体の所在地、名称、所有者コード、宛名番号、台帳名義人番号、収入番号、所在地番、課税地目用途、登記地積、課税地積、調査番号、家屋番号、用途、屋根、構造、階層数、課税床面積、建築年、価格、課税標準額、減免対象面積及び税額（以下「本件法人等関連情報」と総称する。）

2 本件事案の争点

- (1) 実施機関は、本件個人関連情報は条例第7条第1号に、本件法人等関連情報は条例第7条第2号に、それぞれ該当し、あわせて、これら情報は、地方税法第22条に定める守秘義務の対象となる情報（地方税に関する調査等に関して知り得た秘密に属する情報）であり、条例第7条第7号にも該当するので、開示できないとしている。
- (2) 本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報が、条例第7条第1号、第2号又は第7号に該当するか否かである。

3 条例第7条第1号、第2号及び第7号について

(1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

- 「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務

の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならないと規定している。

(2) 条例第7条第2号の構造

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、不開示情報から除かれるものについて、同号ただし書で「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(3) 条例第7条第7号の構造

条例第7条第7号は、「法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができない情報」を不開示情報として規定している。

4 本件個人関連情報に関する判断

(1) 条例第7条第1号該当性

ア 同号本文該当性

本件個人関連情報は、いずれも個人に関する情報であるが、個人識別性の観点から、①住所、氏名、送付先、台帳名義人、送付所有者コード、宛名番号、台帳名義人番号及び収入番号、②所在地番、登記地積、家屋番号、用途、屋根、構造、階層数及び建築年、③課税地目用途、課税地積、調査番号、課税床面積、価格、課税標準額、減免対象面積及び税額の3つに分類できる。

上記①の情報は「特定の個人を識別することができるもの」として、上記②の情報は、不動産登記簿、地図等により一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、「個人に関する情報であつて、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」として、上記③の情報は、個人資産の価値、保有状況等に関するものであり、公開されると個人の財産権に関する正

当な利益を害するおそれがあると認められるので、「個人に関する情報であつて、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、いずれも条例第7条第1号本文に該当する。

イ 同号ただし書該当性

異議申立人は、登記情報は公示されており、階数や屋根等も外観で分かるのであるから同号ただし書アに該当する旨主張しているともとれるが、本件請求による開示は、単なる登記情報や外観情報の開示ではなく、「韓国民団関係施設」で「固定資産税減免に係る」不動産であることをも示すことになるのであるから、このような情報も含めて「法令の規定により又は慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ということはできない。

また、本件個人関連情報は、その内容及び性質から明らかに同号ただし書イ又はウにも該当しない。

ウ 小括

以上より、本件個人関連情報は条例第7条第1号に該当するので、不開示とするのが相当である。

(2) 条例第7条第7号該当性

本件個人関連情報は、前記のとおり条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきであり、さらに同条第7号の不開示事由に該当するか否かの判断は、結論を導くためには必要がないので、言及しない。

5 本件法人等関連情報に関する判断

(1) 条例第7条第2号該当性

本件法人等関連情報は、いずれも同号にいう法人等に関する情報であるが、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるのかが問題となる。

ア 法人等の所在地及び名称

公益的な目的に供されていることを理由として税の減免を受けている土地・建物の情報開示については、等しく納税義務を負う市民が公益性を確認できることにも配慮する必要がある。

かかる観点から見れば、本件不開示情報のうち、納税義務者である法人等の所在地及び名称については、開示しても当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないと考えられる。

すなわち、納税義務者である法人等の所在地及び名称が開示されると、当該法人等が、韓国民団関係施設で、公益性による固定資産税減免に係る施設を所有し、納税義務者となっていることが示されるが、当該法人等がその所在地で韓国民団関係施設を所有していることは住宅地図やホームページ等から明らかになっており、既に一般に公開されている入手可能な情報であること、公益性による固定資産税減免に係る施設を所有し、納税義務者となっているという情報自体は、特段、当該法人等の正当な利益を害する性質のものではないことに加え、前記のとおり市民の公益性の確認にも配慮する必要があることも勘案すれば、これら情報を開示しても、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、法人等の所在地及び名称は、条例第7条第2号本文には該当しない。

イ 法人等の所在地及び名称以外の情報

本件法人等関連情報中、法人等の所在地及び名称以外の情報については、本市が課税事務に用いるため、未登記の情報や登記情報とは無関係に把握している情報が含まれていること、これらを開示するとすれば、特定の法人等が土地・建物をどれだけ所有しているかが明らかとなり、ひいては、特定の法人等の不動産の所有状況が一覧的に分かること、減免情報を開示すれば、課税床面積、減免対象面積、税額等から減免されていない資産の課税情報も一定程度推知することが可能となり、減免に係らない不動産も含めて当該法人等の資産の保有状況全般の推定につながることで、所有者コード、宛名番号、台帳名義人番号及び収入番号は、法人等に固有の番号で公開を予定しておらず、問合せや申請等における真正性を担保する機能を有することから、これらの情報の開示は、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることを認められるため、市民が公益性を確認できることにも配慮すべきであることを考慮してもなお、条例第7条第2号本文に該当し、不開示とすべきである。

また、異議申立人は、登記情報は公示されており、階数や屋根等も外観で分かるのであるから、これらの情報は公開しても当該法人等の正当な利益を害するおそれはない旨主張しているともとれるが、本件請求による開示は、単なる登記情報や外観情報の開示ではなく、当該法人等の課税対象不動産を一覧的に開示することになり、しかも、どれが「固定資産税減免に係る」不動産であるかも示すことになるから、やはり当該法人等の資産の保有状況全般の推定につながるおそれがあるというべきである。

また、これらの法人等の所在地及び名称以外の情報は、その内容及び性質から明らかに同号ただし書には該当しない。

(2) 条例第7条第7号該当性

ア 法人等の所在地及び名称

地方税法第22条は、「地方税に関する調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」旨を規定している。

ここでいう「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて客観的に相当の理由を有するもの、いわゆる実質秘をいうと解されているところ、前記のとおり、韓国民団関係施設を所有している法人等の名称や所在地はホームページや民間地図等で明らかにされており、公益性による固定資産税減免に係る施設を所有し、当該税を減免されていること自体は、他人に知られないことについて客観的に相当の理由を有するものともいえない。

また、公務員は、地方税法上の守秘義務を負うが、他方、情報公開制度のもとでは、不開示とすべき情報に該当しないときには開示しなければならないという責務が課せられており、この責務に基づき開示する場合はその限りで守秘義務は解除され、上記守秘義務に違反することにはならないと解される。

よって、本件法人等関連情報中の法人等の所在地及び名称は、条例第7条第7号に該当しないというべきである。

イ 法人等の所在地及び名称以外の情報

これらの情報は、前記のとおり、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきであり、さらに同条第7号の不開示事由に該当するか否かの判断は、結論を導くためには必要がないので、言及しない。

(3) 小括

ア 法人等の所在地及び名称

条例第7条第2号にも同条第7号にも該当せず、開示すべきである。

イ 法人等の所在地及び名称以外の情報

条例第7条第2号に該当するので、不開示とするのが相当である。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子

別表

文書名	開示すべき部分
平成24年度土地・家屋課税台帳兼名寄帳	納税義務者（現所有者）欄中、法人その他の団体の名称及び所在地
	送付先（その他様分表示）欄中、法人その他の団体の名称及び所在地